平成２２年（フ）第７５４号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目16番１―302号
債務者　澤田　征人
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
奈良県五條市住川町1264番地
債務者　楢林弥二郎
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第７３号
愛媛県宇和島市三間町中野中226番地１
債務者　山村　貞二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第７４号
愛媛県宇和島市三間町中野中226番地１
債務者　山村　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８３号
愛媛県宇和島市吉田町立間２番耕地2726番地１
債務者　郷六　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８５号
愛媛県宇和島市三間町務田318番地６
債務者　岡本　藤一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８７号
愛媛県宇和島市夏目町２丁目３番12号
債務者　中村　鉄彦
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８８号
愛媛県宇和島市夏目町２丁目３番12号
債務者　中村　　緑
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９４号
愛媛県宇和島市津島町山財5424番地
債務者　浜田　由伊
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４０６号
大分県津久見市大字津久見2102番地
債務者　石田　宏美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１３号
大分県別府市朝見３丁目16番12号　さくら荘２号
債務者　松田　裕史
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１５号
大分県別府市大字鶴見4548番地の340　広美マンションＡ―402号
債務者　中島　　満
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１８号
大分市大字寒田977番地の２　県営２Ａ４―97
債務者　園田　信弘
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４３２号
大分県別府市石垣西４丁目５番12―203号　九十歩ビル
債務者　能勢　るみ（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４６８号
大分市田室町９番80号　アーバン田室1023
債務者　城野　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４７３号
大分県別府市大字鶴見4546番地の133　鶴見原アパート２の３号
債務者　倉智　　剛
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８４号
大分県別府市石垣西３丁目２番28号　直美荘102号
債務者　廣瀬　節子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係